

特商法に基づく連鎖販売取引業者への行政処分

処分時	組織名	商材	①不実告知	②重要事項不告知	③断定的判断の提供	④迷惑勧誘	⑤勧誘目的等不明示	⑥非公開場所での勧誘	⑦概要書面・契約書面等	処分内容	特記事項			
(経済産業省)														
1	H.17.2.25	インターライフ(株)	ディスプレイ	ディスプレイの設置が条例で禁止されているところはないといっているが、実際は存在する。	中古品が設置される例があることの不告知。					業務改善命令				
2	H.17.6.20	(株)EarthWalker	商品カタログ	実際はほとんど存在しないにもかかわらず、高報酬の会員が多数存在していると不実告知。		すぐに儲かる等の断定的判断により利益発生が確実と誤認させた。			被勧誘者に対し氏名、特定負担、商品の明示を行っていない。	取引停止3か月				
3	H.17.10.28	(株)エスフローラ	健康食品		当該ホームページ上で、商品、氏名の明示および特定負担、特定利益の不告知。					業務改善命令				
4	H.17.11.15	(株)アリックス	化粧品・健康食品etc.	実際は誰も高収入は得ていないにもかかわらず、高収入を得られ、必ず儲かるとも表現していた。					契約を締結しない被勧誘者に長時間執拗に契約を迫った。	取引停止3か月	勧誘者5名に対し、業務改善指示			
5	H.19.3.20	(株)ISM	教材ビデオ	実際は誰もが高収入を得ていないにもかかわらず、あたかも誰もが容易に収入が得られるかのように告げていた。	勧誘目的、商品を明示していない。					取引停止6か月	勧誘者3名に対し、業務改善指示			
6	H.19.8.10	ユナイテッド・パワー(株)	インターネット端末機	実際は誰もが得ていない高収入を、得られると勧誘した。					同社名称、勧誘目的等を明示しなかった	代理店の事務所で契約をさせた。	被勧誘者に遅滞なく交付すべき契約書面の交付を行っていなかった。	一部業務停止6か月		
7	H.19.11.22	(株)ドリーム・オブ・トータル・コミュニケーション	浄水器・健康食品・化粧品	誰もが得ていない高収入を、簡単に継続して得られると言った。					契約締結をしない旨の意思表示をしている者に対し、長時間や深夜に及ぶ執拗な勧誘を行い、被勧誘者に迷惑を覚えさせた。	同社名称、勧誘目的等を明示しなかった。	代理店の事務所で契約をさせた。		一部業務停止3か月	代理店(有)ステイードファーストに対しても、一部業務停止3か月
8	H.19.11.28	(株)サンヨーメガ	健康美容機器・健康食品	「疲れがとれる」「脳梗塞やパーキンソン病に効く」など、合理的な根拠がないことを告げて勧誘。		人を紹介したとしても利益が生じない可能性があるにもかかわらず、利益が生じることが確実であると誤解させるような断定的判断を提供して勧誘を行っていた。			契約締結をしない旨の意思表示をしている者に対し、長時間にわたり、執拗に繰り返し勧誘を行うなど消費者に迷惑を覚えさせるような仕方で行った。	同社の名称、勧誘する目的である旨その勧誘に係る商品について明らかにせず、勧誘を行っていた。	同社事務所等公衆の出入りする場所以外において勧誘を行っていた。	契約締結時までに交付すべき概要書面を交付しなかった。契約後渡すべき契約書面を交付しなかった。	一部業務停止6か月	
9	H.20.2.20	ニューウエイズジャパン(株)	日用雑貨品・化粧品・健康食品	他社製品は経皮毒があると誹謗中傷する等、自社商品の方が安全という、品質および効能の不実告知。		誰もが高額かつ継続的に利益を得ることが確実であると誤解させる、断定的判断を提供して勧誘。			契約締結をしない旨の意思表示をしている者に対し、長時間に及ぶ勧誘や執拗な勧誘を繰り返す。	勧誘目的を隠して勧誘した。	同社の営業施設等、公衆の出入りする場所以外の場所において勧誘を行った。		一部業務停止3か月	同社の勧誘者が連鎖販売取引を隠す、あるいは否定したことに行政指導。
10	H.20.5.27	(株)バイオシーパルス	家庭用電気器具	波動水で病気が改善したなど、科学的根拠のないことを告げて勧誘した。		利益を得ることが確実であると誤解させる、断定的判断を提供して勧誘。			契約はしないといっているにもかかわらず、長時間勧誘をした。			契約締結時までに交付すべき概要書面を交付しなかった。契約後渡すべき契約書面を交付しなかった。	取引停止6か月	同社の勧誘者が、勧誘目的等の明示、契約に係る書面への虚偽記載をさせる行為に対して同社に行政指導。
11	H.20.11.14	(株)MMS	携帯電話充電器	返金がないとか、解約はできない等契約解除に関して不実告知。		利益を生ずることが確実であると断定的判断の提供をして勧誘。			勧誘目的を隠して勧誘した。			契約締結時まで概要書面不交付。	取引停止9か月	

特商法に基づく連鎖販売取引業者への行政処分

処分時	組織名	商材	①不実告知	②重要事項不告知	③断定的判断の提供	④迷惑勧誘	⑤勧誘目的等不明示	⑥非公開場所での勧誘	⑦概要書面・契約書面等	処分内容	特記事項
12	H.20.11.14	(株)ワールドビジョン	携帯電話 充電器	契約解除を阻止する目的において、特商法の規定と異なる返金提示等に関する不実告知。						取引停止3か月	H.19.6～(株)MMSの 存続会社
13	H.21.2.19	(株)フォーリーフジャパン	健康食品	癌に効く、アトピーが治る、あるいは臨床試験を行い効果が証明されている等の不実告知。		利益が生ずることが確実であると誤解させるような断定的判断を提供して勧誘。	同社の名称、勧誘目的である旨及び勧誘商品を明らかにせずに勧誘を行った。		契約締結時まで概要書面・契約書面を不交付。あるいは不備記載(クーリングオフ出来ない場合がある等)の概要書面・契約書面の交付。	取引停止6か月	
14	H.21.4.10	(株)スタイレックエンタープライズ	苗木・植樹 および管理 役務	促成桐(苗木)について、海外の大手家具製造販売業者との間で製品の売買契約が存在しないにもかかわらず、あたかも既に存在しているかのように告げた。		「還元金」について、育成管理後の促成桐の製品販売や二酸化炭素排出権取引により収益が確実に生ずるかのように告げ、誰もが簡単かつ継続的に高額な報酬が得られるかのように告げた。	同社の名称、勧誘目的である旨及び勧誘商品を明らかにせずに勧誘を行った。	勧誘者の自宅や、公民館の借り切った会議室等、公衆の出入りする場所以外の場所において勧誘を行った。		取引停止3か月	
15	H.21.8.7	ワースワイルド・コム(株)	携帯電話 専用webサ イト関連の 役務提供			利益を得ることが確実であると誤解させる、断定的判断を提供して勧誘。	同社の名称、特定負担を伴う取引について勧誘目的である旨及び当該勧誘商品等の種類を明らかにしない。		被勧誘者に交付する概要書面等において、契約解除の商品返品に係る中途解約時の虚偽記載、商品引き取り費用負担の虚偽記載があった。また、威迫・困惑等によるクーリング・オフの権利が留保されることが未記載であった。	取引停止3か月	
(消費者庁)											
16	H.21.11.18	(株)プライマリー	健康食品・ 日用雑貨・ アクセサ リー			会員の9割が報酬を得ていないにもかかわらず、すぐに儲かる等の断定的判断を提供して勧誘。	契約を締結しない被勧誘者に長時間執拗に契約を迫った。	同社の名称、特定負担を伴う取引について勧誘目的である旨及び当該勧誘商品等の種類を明らかにしない。		一部業務停止6か月	
17	H.21.11.27	(株)ビズインターナショナル	仮想空間 提供サー ビス・携 帯電話コ ンテ ンツサー ビス	仮想空間について大手自動車メーカーや百貨店などの有名企業が参加しているなどと、実際には参加していない企業の名前を挙げて勧誘を行っていた不実告知。		利益が生じるとは限らないのに、仮想空間における不動産ビジネス等によって、「10万人揃えば必ず儲かります。」「最初に10万人いれば必ず儲かる。」などと確実に利益が得られるかのように告げて勧誘した。	勧誘者は、ビズ社の名称を明らかにせず、また、本件商品等の購入等を伴った連鎖販売契約の締結について勧誘する目的である旨等告げていなかった。		クーリング・オフに関する記載に不備がある概要書面・契約書面を交付していた。また、契約締結時に、一部の代理店には契約書面を交付していなかった。	消費者庁から一部業務停止6か月。宮城県から業務停止4か月	関連事業者・(株)I.D.Rフレバー・ネットワーク(株)ビズ社の連鎖販売取引の業務を遂行する上で重要な役割を果たしていたことから、併せて公表。
18	H.22.3.2	(株)サミットインターナショナル	補整下着・ 栄養補助 食品・健康 関連機器 等	病気治療効果があるかのように商品の効能について不実告知。		あたかも確実に特定利益が得られるかのように告げていた。しかし、実際には確実に特定利益が得られるとは限らない。	商品契約を解除しない旨の念書をとるなどして、契約について迷惑を覚えさせるような仕方解除を妨げた。	同社の名称、特定負担を伴う取引について勧誘目的である旨及び当該勧誘商品等の種類を明らかにしない。	勧誘者の自宅、アパート、会館等、公衆の出入りする場所以外において勧誘を行った。	一部業務停止6か月	
19	H.22.4.8	(株)グレース・アイコ	化粧品	特定利益の説明において、その説明(計算方法)が正しくなく、特定利益についての不実告知。					個人の住宅といった公衆の出入りする場所以外の場所において、当該契約の締結について勧誘をしていた。	一部業務停止3か月	

特商法に基づく連鎖販売取引業者への行政処分

処分時	組織名	商材	①不実告知	②重要事項不告知	③断定的判断の提供	④迷惑勧誘	⑤勧誘目的等不明示	⑥非公開場所での勧誘	⑦概要書面・契約書面等	処分内容	特記事項
20	H.22.4.27 (株)エナジック	健康食品・電解水生成器	実際は確実に収入が得られないにもかかわらず、「絶対に儲かる。」「下にどんどん人を付けてあげるから、何もなくても、月収500万円くらいにはすぐなる。」などと告げ、あたかも誰でも確実に収入が得られるかのように勧誘した。				勧誘に先立って、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約締結について勧誘する目的である旨及び本件商品の種類を明らかにしていなかった。	勧誘者の事務所や会議室といった公衆の出入りする場所以外の場所において、連鎖販売契約の締結の勧誘をした。	連鎖販売取引に伴う特定負担についての契約を締結するまでに、その連鎖販売業の概要について記載した書面を交付していなかった。	一部業務停止9か月	
21	H.24.10.18 (株)Rido	美容機器付音響機器	病気の治癒や症状の改善などの効果を裏付ける合理的な根拠がないにもかかわらず、体の不調が良くなるなどの不実告知。			被勧誘者が拒否しているにもかかわらず、執拗に長時間にわたって勧誘した。	会社の名称、特定負担を伴う取引締結を勧誘する目的である旨及び当該勧誘商品を明らかにしていなかった。	公衆の出入りしない同社事務所、オートロックマンションの一室にある同社サロン等に同行させ、勧誘を行った。		一部業務停止3か月	
22	H.25.1 (株)韓国美容協会	美容手袋							概要書面及び契約書面において、フットケアマスクを取り扱っているにもかかわらず、これらの書面に、その商品の性能、商品名及び商品の販売価格の記載をしていなかった。また、契約の解除に関する事項を赤字で記載せず、取引料の返還についても記載していなかった。	一部業務停止3か月	(その他)・納品遅延・クーリングオフ取り扱い遅延
(各自治体)											
23	H.17.4.14 (株)フレックスライフ	健康機器・美容関連機器	簡単にお金が手に入る仕事(アルバイト)があると不実のことを告げ勧誘し、実際には42万円の商品の売買契約をさせた。		利益が確実に生じると誤解させるべき断定的判断を提供し、契約の締結を勧誘し締結させた。					業務改善指示	クレジット契約書を作成する際に、与信を通すために虚偽の「勤務先」「年収」を記載させた、適合性の原則違反。
24	H.18.3.27 (株)ウィーズインターナショナル	健康食品・化粧品等	眼精疲労に効果があるなどといわれているブルーベリーの成分「アントシアニン」の実際は1%程度を36%と含有量を過大に表示した不実告知。		簡単に高収入が得られるというような断定的判断による勧誘。					業務停止命令6か月	H16.3.31においても、同じく東京都より業務改善指示を受ける。
25	H.18.10.19 (株)ロイヤルワールド	絨毯等	130万円投資しなさい。すぐに回収が可能。リスクもノルマもない。2年後には1000万円の収入が得られる」などと不実のことを告げ契約を締結させていた。							業務改善指示	
26	H.18.12.11 (株)ジーラックス	フットバス	「足から毒素を出す機械だ」と、商品の効能に関し、合理的根拠のない不実のことを告げた。また、収入が保証されているわけではないにもかかわらず「あつという間に借金は返せる。だから消費者金融から借りても心配はない。」「借りたとしても権利収入が入ってすぐ返せるから。」と不実のことを告げた。				「良い話を紹介したい」と言って会社事務所へ連れて行き、ネットワークビジネスの勧誘を始めていることから、販売(連鎖販売取引)目的を隠している。また、統括者の名称や、フットバスという商品の種類についても明らかにしていない。	公衆の出入りする場所以外の場所である会社事務所へ誘引し、連鎖販売取引の契約の締結について勧誘をした。	概要書面の不交付があった。また、契約書面を交付はしたが、定められた事項が記載されていない。	業務停止3か月	

特商法に基づく連鎖販売取引業者への行政処分

処分時	組織名	商材	①不実告知	②重要事項不告知	③断定的判断の提供	④迷惑勧誘	⑤勧誘目的等不明示	⑥非公開場所での勧誘	⑦概要書面・契約書面等	処分内容	特記事項
27	H.19.5.22 (株)LOG	化粧品	「儲かる仕事がある」などと、誰もが収入を得られるかのように話し未成年者を集めた不実告知。							業務停止命令 12か月	ブライトライフ社名義で仕入れた原価数百円の化粧品などを20～30倍の卸値でLOG社に転売
28	H.19.5.22 (株)ブライトライフ	化粧品	「儲かる仕事がある」などと、誰もが収入を得られるかのように話し未成年者を集めた不実告知。							業務停止命令 12か月	統括者5名勧誘者7名に対し指示。
29	H.19.8.9 Global.Information.Office(株)	ダイヤモンドのアクセサリー	勧誘者は、勧誘の際、「黙っていてもお金が入ってくる」などと、特定利益に関する事項につき、不実のことを告げていた。					勧誘者が、勧誘に先立って、相手方に対し、統括者の名称、契約締結を勧誘をする目的であること、商品の種類を告げなかった。	勧誘者は、消費者を、電話や電子メールにより、契約締結を勧誘する目的であることを告げずに呼び出し、公衆の出入りする場所以外の場所である会社事務所において勧誘をした。	業務停止3か月	(勧誘者)富澤 祐子に業務改善指示。
30	H.19.8.16 メディアドリーム(株)	WEBシステム	不実告知があった。	重要事項不告知の示唆があった。	断定的判断の提供があった。	迷惑勧誘が認められた。	販売目的隠匿があった。	勧誘目的を告げずに公衆の出入りする場所以外での勧誘を行った。	書面虚偽記載があった。	業務停止命令3か月	(統括者)大谷正徳・栗栖幸夫・三谷本堅治に対し業務改善指示。
31	H.19.8.16 (株)サイバーブレイン	WEBシステム	不実告知があった。	重要事項不告知の示唆があった。	断定的判断の提供があった。	迷惑勧誘が認められた。	販売目的隠匿があった。	勧誘目的を告げずに公衆の出入りする場所以外での勧誘を行った。	書面虚偽記載があった。	業務停止命令3か月	適合性原則(顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘)違反が認められた。
32	H.20.3.14 エムピージー(株)	家庭用浄水器、健康食品	水道水と同社の家庭用浄水器を通した水とを比較する実験や、水道水や農薬を使った野菜の危険性に関するビデオを見せたりしながら「水道の蛇口にこの器械を取り付けると水道水がアルカリに変わり、体の毒が皆体の外に流れて良くなる」等、商品の効能につき不実のことを告げていた。	消費者に対し、「どこか体の痛いところはありませんか。」「明日、私と一緒に話を聞きに行きましょう。話を聞けば膝の痛いのが治りますから。」等のみ告げ、氏名等明示しなかった。					勧誘者が消費者宅において勧誘を行い、消費者と約30万円の同社の家庭用浄水器等の販売及び連鎖販売取引の契約を締結させている。	業務改善指示	同社代理店ライオネル菅野 牧子に対しても業務改善指示。

特商法に基づく連鎖販売取引業者への行政処分

処分時	組織名	商材	①不実告知	②重要事項不告知	③断定的判断の提供	④迷惑勧誘	⑤勧誘目的等不明示	⑥非公開場所での勧誘	⑦概要書面・契約書面等	処分内容	特記事項
33 H.20.3.28	(株)ライプリー	同社代理店として登録する権利と一体となった「PDA(携帯情報端末)」及び「顧客管理ソフト」	「オーナーになって早ければ2、3か月で元が取れる。」「楽しんで稼げるし、絶対儲かるIT関係の話や。」と誰でも必ず収入が得られるかのようによろしく、連鎖販売業に係る特定利益に関する事項について不実のことを告げる行為を行っていた。						消費者に対して契約を締結するまでに、当該連鎖販売取引の概要について記載した書面を交付しなければならないが、同社は契約の相手方に交付していなかった。	業務停止6か月 京都府・大阪府・兵庫県合同処分	(勧誘者)岡田光太郎 に対し業務改善指示
34 H.20.3.28	ニューネット(株)	超音波加湿器等	「アトピーや水虫に効く。」「花粉症が治る水がある。」等、本件商品の効能につき不実のことを告げていた。また、「すぐに元がとれる。月に30万、40万と収入を得ている人もいます。」等、特定利益につき不実のことを告げていた。			連鎖販売契約の締結を断った消費者に対し、「3ヶ月器械を使っていなければ、いつでも止められるから。」、と執拗に勧誘する等、迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていた。			連鎖販売契約を締結した場合において、その連鎖販売契約の相手方に、その連鎖販売契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった。	業務停止3か月	(統括者)高橋仁(勧誘者)菅原かおる に対し業務改善指示。
35 H.20.4.1	(株)フェイスエクスチェンジ	ダイヤモンドのアクセサリ	勧誘者は、勧誘の際、「黙っていてもお金が入ってくる」などと、特定利益に関する事項につき、不実のことを告げていた。						勧誘者は、消費者を、電話や電子メールにより、契約締結を勧誘する目的であることを告げずに呼び出し、公衆の出入りする場所以外の場所である会社事務所において勧誘をした。	業務停止命令12か月	業務停止中のGlobal.Information.Office(株)の会員で活動。勧誘の際、十分な収入がない若年者など、商品を購入する資金のない者に対し、必要な資金を消費者金融から借り入れすることを勧めて勧誘をした、適合性の原則違反。
36 H.20.11.18	フィールズ(株)	健康食品	合理的な根拠がないにもかかわらず、癌に効くというような不実告知。		利益を生ずることが確実であると誤解させる断定的判断を提供して勧誘を行っていた。					一部業務停止3か月	
37 H.20.11.18	(株)マイクロシステムテクノロジー	競馬投資ソフト	確実な根拠がないにもかかわらず、儲かるからなどと、不実のことを告げて契約の勧誘を行っていた。					販売目的隠匿		一部業務停止3か月	(その他)適合性原則違反・消費者が購入する経済的余裕がないことを知りながら、不適当と思われる勧誘を行っていた。統括者2名に対する業務改善指示。

特商法に基づく連鎖販売取引業者への行政処分

処分時	組織名	商材	①不実告知	②重要事項不告知	③断定的判断の提供	④迷惑勧誘	⑤勧誘目的等不明示	⑥非公開場所での勧誘	⑦概要書面・契約書面等	処分内容	特記事項
38 H.22.2.5	(株)ビックワン	リゾート会員権							連鎖販売契約のクーリング・オフによって生じた債務を不当に遅延させている。(債務不履行)	業務改善指示	北海道から消費生活条例に基づく勧告を受けたものの、勧告に応じず事業者名公表。
39 H.22.3.30	(株)インフィニットクリエーション	自宅学習教材	あたかも誰もが確実に、継続的に、あるいは本件物品の購入額と同等以上の収入が必ず得られるかのように不実告知。				同社の名称、勧誘をする目的である旨又はその勧誘に係る商品の種類について明らかにせず、勧誘を行っていた。		クーリングオフの返品費用、本来はない例外規定に虚偽の記載をした概要書面及び契約書面を交付していた。	業務停止9か月大 阪府・京都府・兵 庫県合同処分	(勧誘者)田川裕二に 対し業務改善指示。
40 H.22.10.6	(株)ポート・トラッキング	超音波式噴霧器					「明日、楽しいイベントがあるので一緒に行こう。」などと告げるのみで、その勧誘において、同社の名称、契約の締結について勧誘をする目的である旨及び本件商品の種類を明らかにしていない。	勧誘者が活動の拠点として使用しているマンションなど、公衆の出入りする場所以外の場所において、当契約の締結について勧誘を行っていた。	連鎖販売取引に伴う特定負担についての契約を締結するまでに、概要書面を交付していない。	一部業務停止3か 月	
41 H.23.8.9	(株)オールゲート	パソコン周辺機器					「話がある。」「すごいお金になって、子供とかがいなくてもできる仕事がある。」等と言うのみで、同社の名称、勧誘する目的である旨又はその勧誘に係る商品について明らかにしていない。	勧誘であることを告げずに、電話や電子メール等で誘った者に対し、営業時間外の飲食店、公共施設の会議室等の公衆の出入りする場所以外の場所で勧誘した。	一部の消費者とその特定負担についての契約締結をしようとするとき、その契約締結までに、その連鎖販売業の概要について記載した書面を交付しなかった。	一部業務停止3か 月	
処分時	組織名	商材	①不実告知	②重要事項不告知	③断定的判断の提供	④迷惑勧誘	⑤勧誘目的等不明示	⑥非公開場所での勧誘	⑦概要書面・契約書面等	処分内容	特記事項